

令和8年度 菊池市特定障害福祉サービス等事業所選定要項

1 趣旨

熊本県では事業所の設置について、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、総量規制を実施しております。

総量規制を行うサービスは、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスであり、菊池市においては、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に定める各年度の利用者数の見込みから必要量を設定し、熊本県の指定に対する意見を行います。

2 内容

(1) 総量に制限があるサービス

就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス

(定員の増及び主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービス、共生型サービスの事業所を設置希望の場合は個別にご相談ください。)

(2) 必要量

以下の数の範囲内で事業所の選定を行います。

【令和8年度】

就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	生活介護	児童発達支援 (単独型)	放課後等 デイサービ (単独型)	児童発達支援と 放課後等 デイサービス (多機能型)
5	1	0	1	1	0

※A型、B型、児童発達支援、放課後等デイサービスは定員10名。但し、多機能型は、児童発達支援と放課後等デイサービスを合わせて定員10名。

(3) 申請者要件

法人であること。税の滞納がない者であること。また、就労継続支援A型事業については、社会福祉事業のみを行う法人であること。

(4) 設置時期(定員増も含む)

令和9年3月末まで

3 手続

設置を希望する事業者は、以下のとおり申請書類を提出してください。

○申込期間

令和8年8月28日（金）9：00 ～ 令和8年9月25日（金）17：00

※原則、上記申込期間をもって令和8年度の設置希望の募集は締め切ります。

○面談日(全サービス共通)

令和8年10月5日（月）～ 令和8年11月6日（金）（土日を除く）を予定しています。

※日程等が決まり次第メールにてご連絡いたします。

○申込方法

書類をメールにて提出

※件名に「《**選定希望のサービス名**》の**設置（又は定員増）について**」と記載いただき、本文に「面談希望日」を第3希望まで記入のうえ、（fukushi@city.kikuchi.lg.jp）宛てに送信してください。

○申請に必要な書類

【就労継続支援A型及びB型】

- ① 設置希望等確認票（障害福祉サービス）
- ② 事業所の基本方針等確認書（就労継続支援）
- ③ 収支予算書（就労継続支援）
- ④ 直近の決算書類
- ⑤ 市税滞納有無調査承諾書（主たる所在地が菊池市外にある場合は、税の滞納がないことの証明）

【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

- ① 設置希望等確認票（障害児通所支援）
- ② 事業所の基本方針等確認書（児童発達支援又は放課後等デイサービス）
- ③ 収支予算書（既存の事業所は、昨年度の実績表「【障害児通所支援】利用実績」も提出してください。）
- ④ 直近の決算書類
- ⑤ 市税滞納有無調査承諾書（主たる所在地が菊池市外にある場合は、税の滞納がないことの証明）

（留意事項）

- ・他自治体で既に指定を受けている事業者については、管轄の自治体より受けた実地指導の結果通知及び改善報告書並びに第3者評価を受けている場合は、その結果をご提出ください。
- ・法人設立から間もなく、決算書類が無い場合は、資金がわかる通帳の写しをご提出ください。

4 その他留意事項

総量規制の枠がなくなったことによる事業計画の中止や、指定を受けられない場合の損害等について、本市は責任を負いません。

事業所の「指定」については熊本県への申請となります。菊池市ではあくまで事業所の「選定」を行い、意見を行うのみですので、設置に必要な人員や利用定員等は必ず設置を希望する事業所で確認をしてください。また、事業所の「指定」については熊本県が審査等を行うことから、今回の「選定」により、確実に事業所の「指定」ができるものではないことをご了承ください。

本要項を十分にご理解の上、お手続きいただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】 福祉課 障がい福祉係

【メールアドレス】 fukushi@city.kikuchi.lg.jp

※本要項に関するお問合せについては、メールにてお願いいたします。